

PT の設置経緯及び今回の継続審査の経緯について

平成 23 年 8 月 17 日
総務省
ICT 補助金等調査・検討
プロジェクトチーム

■ プロジェクトチーム設置の経緯

2009 年 10 月

総務省法令等遵守調査室を「コンプライアンス室」へ改組。従来の法令遵守に限らず、総務省の業務が「社会の要請に応える」ことに関する問題について、ホットラインで幅広く内外から情報提供や意見を求めることに。

2011 年 2 月

コンプライアンス室のホットラインに、ICT ふるさと元気事業(平成 21 年度二次補正予算)の案件(事業主体は NPO)について、補助金の不正を疑う通報が入る。そこで、コンプライアンス室担当顧問と室員の他、システム専門家、コンプライアンス専門家を参与発令して所管課職員に帯同させ、すみやかに現地調査(任意)。

2011 年 3 月～4 月

任意での現地調査の結果、対応に不自然な点が多く、3 月 1 日に適化法 23 条にもとづく立入検査。同 NPO に対する補助金の多額の減額、および同じ NPO の手掛ける地域 ICT 利活用広域連携事業(平成 22 年度予算、委託事業)でも不正の疑いが濃厚となったほか、立入検査が週刊誌等に報道されてさらに通報が入るなど、問題は広がりを見せる。

そのため、検事出身の弁護士や会計士、システム専門家を増強し、他の NPO 関係の案件をサンプリングとして抽出し、計 4 法人、5 事業を調査。計、2 億 5 千万弱の減額に成功した。

2011 年 5 月

調査の過程で、ICT 関係、NPO 関係の補助金ないし委託事業につき共通の問題点として

- ①事業の規模に比べて、NPO の体制が脆弱
- ②利害関係を有する企業への発注が目立ち、契約関係が不透明
- ③適正な競争環境が存在せず、価格の妥当性が担保されていない
- ④システム開発経費の過大計上

などの点が浮かび上がったため、さらに調査の必要があると判断。弁護士等を増員、郷原信郎総務省顧問をチームリーダーとし、公正・中立な立場から、国費の無駄遣いを防止し、情報通信システム関連の補助金等の制度及び運用の抜本的改善を図るための、総務大臣直属の ICT 補助金等調査・検討プロジェクトチームを 5 月 24 日に立ちあげた。

■ 継続審査の経緯

平成 22 年度の地域 ICT 利活用広域連携事業は、当初 3 ヶ年の事業であったが、事業仕分けの結果、23 年度までの 2 ヶ年の事業とし、新規案件は採択しない方針となっている。そして平成 22 年度に選定した事業 98 件のうち 55 件が、この平成 23 年 3 月末に 1 年目の委託契約期間を終了した。

この 55 件のうち 47 件が、今年 2 月の事前調査時点において、引き続き平成 23 年度の継続を希望。

そこで、プロジェクトチームにおいて、前述の抽出調査の結果等を踏まえて、地域 ICT 利活用広域連携事業の継続審査の「評価基準」等を策定。

この「評価基準」等を示した上で、正式に継続提案を募ったところ、33 件のみが継続提案書を提出。この継続希望の比率（33/55=60%）は、ICT 利活用に係る過去の委託事業と比べると低い比率であった。

（例）平成 19 年度地域 ICT 利活用モデル構築事業において同年度末に終了した事業（27 件）中、平成 20 年度における継続希望事業数は 25 件（92.6%）

そして、継続提案をしてきた 33 件につき、プロジェクトチームメンバーの一部が評価委員となり、評価会を実施。14 件を採択候補(6 件は減額のうち採択候補)とした。

あくまで提案金額をもとにした話であるが、不採択となった 19 件の提案上の委託額の合計は 6.5 億円だった。また、減額した 6 件の減額分の合計は 1.2 億円である。

一方、採択候補となった 14 件のうち、減額されずに採択が認められた 8 案件の合計は 2.4 億円、一部減額の上で採択が認められた 6 案件の合計は 1.5 億円であり、この合計の 3.9 億円が、委託額の上限となる。

(以上)